

前 金	部 分 払
有	一

令 和 6 年 度

水一水施 第1－2号

美杉上太郎生浄水場及び美杉小西浄水場耐震二次診断業務委託設計書

委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書
及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局

一志事業所

令和6年度	水一水施 第1-2号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 美杉町太郎生及び美杉町八知地内	次 長	
		所 長	
委 託 名	美杉上太郎生浄水場及び美杉小西浄水場耐震二次診断業務委託	検 算 者	
		設 計 者	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)		
履行期限	令和 7年 3月14日限り		
支出科目	款 資本的支出		
	項 建設改良費		
	目 原水及び浄水施設費		
業 務 委 託 の 大 要			
1 耐震二次診断業務		一 式	

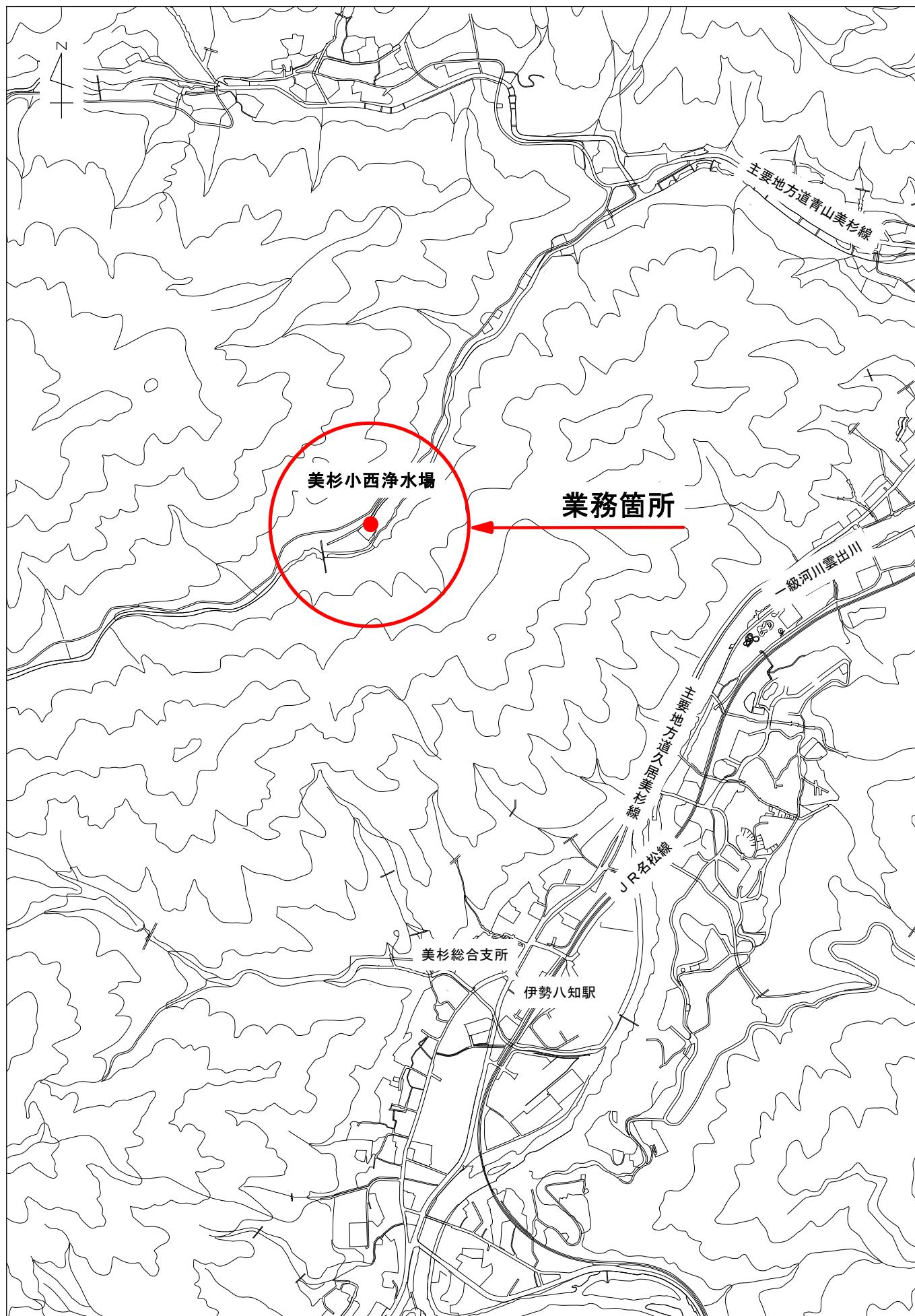
位 置 図

令和6年度水一水施第1-2号
美杉上太郎生浄水場及び美杉小西浄水場
耐震二次診断業務委託



位置図

令和6年度水一水施第1-2号
美杉上太郎生浄水場及び美杉小西浄水場
耐震二次診断業務委託



業務數量總括表

項目・工種・種別・細別	業務名 令和6年度水一水施第1－2号 美杉上太郎生淨水場及び美杉小西淨水場耐震二次診断業務委託 規格	単位 式	当初		業種 項目	水道工事設計業務 水道工事設計業務
			前回数量	今回数量		
水道工事設計業務		式		1		
本業務費		式		1		
実施設計		式		1		
設計協議		式		1		
現地調査		式		1		
既存資料調査		式		1		
診断条件整理		式		1		
現場試験費		式		1		

業務數量總括表

項目・工種・種別・細別	業務名 令和6年度水一水施第1－2号 美杉上太郎生淨水場及び美杉小西淨水場耐震二次診断業務委託	規格	単位 式	当初		業種 項目	水道工事設計業務 水道工事設計業務
				前回数量	今回数量		
耐震二次診断（上太郎生淨水場）	静的解析	動的解析	式	1	1		
直接経費			式	1	1		
直接経費			式	1	1		
電子成果品作成費			式	1	1		
直接原価			式	1	1		
その他原価			式	1	1		

業務數量總括表

人員計算總括

対象施設表

対象施設	技師長	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
上太郎生淨水場						
小西淨水場						
合 計						

上太郎生浄水場
ろ過池

対象水量197m³/日

静的解析

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
耐震診断評価	解析モデル作成	—						
	耐震診断	—						
	耐震性能の照査	—						
	総合評価	—						
対策案の検討	補強対策検討	—	—					
	劣化対策検討	—	—					
	対策後の構造解析	—						
	施工検討	—						
	対策案の概算工事費作成	—						
	補強図・補修図の作成	—						
	報告書作成	—						
	照査		—	—	—	—		
計								
容量補正								
合計								

塩素混和池

対象水量197m³/日

静的解析

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
耐震診断評価	解析モデル作成	—	—					
	耐震診断	—						
	耐震性能の照査	—	—					
	総合評価	—	—					
対策案の検討	補強対策検討	—	—				—	
	劣化対策検討	—	—				—	
	対策後の構造解析	—	—				—	
	施工検討	—	—				—	
	対策案の概算工事費作成	—	—				—	
	補強図・補修図の作成	—	—				—	
	報告書作成	—	—				—	
	照査			—	—	—	—	
	計							
設計対象水量補正								
合計								

薬注室

10m未満 建築構造物

対象水量 197m³／日

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
耐震計算入力条件の整理及び診断	—					—	—
現地確認	—					—	—
耐震対策の検討	—					—	—
照 査		—		—	—	—	—
計							
設計対象水量補正							
計							

報告書作成（薬注室）

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
報告書作成	—					—	—
計	—					—	—

静的解析

配水池

対象容量181m³

静的解析

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
耐震診断評価	解析モデル作成	—						
	耐震診断	—						
	耐震性能の照査	—						
対策案の検討	総合評価	—						
	補強対策検討	—						
	劣化対策検討	—	—					
	対策後の構造解析	—						
	施工検討	—						
	対策案の概算工事費作成	—						
	補強図・補修図の作成	—						
	報告書作成	—						
照査			—	—	—	—		
計								
容量補正								
合計								

小西浄水場
着水井

対象水量542m³/日

動的解析
見積り

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
耐震診断評価	解析モデル作成	—					
	耐震診断	—					
	耐震性能の照査	—					
対策案の検討	総合評価	—					
	補強対策検討	—	—				
	劣化対策検討	—	—				
	対策後の構造解析	—					
	施工検討	—					
	対策案の概算工事費作成	—					
	補強図・補修図の作成	—					
	報告書作成	—					
照査			—	—	—	—	
計							

薬品沈殿池

対象水量542m³/日

動的解析
見積り

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
耐震診断評価	解析モデル作成	—					
	耐震診断	—					
	耐震性能の照査	—					
対策案の検討	総合評価	—					
	補強対策検討	—	—				
	劣化対策検討	—	—				
	対策後の構造解析	—					
	施工検討	—					
	対策案の概算工事費作成	—					
	補強図・補修図の作成	—					
	報告書作成	—					
	照査		—	—	—	—	
計							

急速ろ過池

対象水量542m³/日

動的解析
見積り

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
耐震診断評価	解析モデル作成	—					
	耐震診断	—					
	耐震性能の照査	—					
対策案の検討	総合評価	—					
	補強対策検討	—	—				
	劣化対策検討	—	—				
	対策後の構造解析	—					
	施工検討	—					
	対策案の概算工事費作成	—					
	補強図・補修図の作成	—					
	報告書作成	—					
照査			—	—	—	—	
計							

薬注・計装室

対象水量542m³/日

動的解析
見積り

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
耐震計算入力条件の整理及び診断	—					
現地確認	—			—	—	
耐震対策の検討	—					
報告書作成	—			—	—	
照査			—	—	—	—
計						

配水池

対象容量405m³

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
耐震診断評価	解析モデル作成	—					
	耐震診断	—					
	耐震性能の照査	—					
	総合評価	—					
対策案の検討	補強対策検討	—					
	劣化対策検討	—	—				
	対策後の構造解析	—					
	施工検討	—					
	対策案の概算工事費作成	—					
	補強図・補修図の作成	—					
	報告書作成	—					
	照 査			—	—	—	—
計							

動的解析
見積り

設計協議

1業務当り

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
第1回打合せ	—			—	—	—
中間打合せ(土木、建築)	—	—		2.0	—	—
最終打合せ	—			—	—	—
合 計	—				—	—

工種数	2.00	中間打合せ回数	1.00
-----	------	---------	------

現地調査

1業務当り

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査 (土木、建築)	—	—			—	—
合 計	—	—			—	—

工種数	2.00	調査回数	1.00
-----	------	------	------

既存資料調査

1ブロック当り

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
既存資料収集・整理	—	—				
合 計	—	—				

診断条件整理

1ブロック当り

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
地盤検討	—	—				
耐震基本方針及び設計地震動設定	—	—				
合 計	—	—				

現場試験費 数量調書

目視 調査	圧縮 強度 試験	シユミット ハンマー 試験	中性化 試験	鉄筋 腐食度 試験	塩分 試験	試験跡 補修	鉄筋 探査	報告書 作成	備 考
箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	式	
4	4	4	4	4	4	4	4	1	見積り

特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、津市上下水道事業における重要施設として位置付けられている水道施設の土木構造物について詳細な耐震診断（二次）を実施し、この診断の結果によって耐震性能を向上させる必要があると判定された場合は耐震化補強案の検討や施工方法の検討を行い、この概算事業費の算出により耐震化の年次計画策定の資料とするものである。主な業務の内容は、次に示すとおりとする。

2 調査対象施設

本耐震二次診断業務を行う対象施設は、浄水場の主要な構造物を対象とし、主な内訳は次に示す通りである

【美杉上太郎生浄水場】 緩速ろ過： $Q=197\text{m}^3/\text{日}$ （ろ過池、塩素混和池、薬注室、配水池： 181m^3

【美杉小西浄水場】 急速ろ過： $Q=542\text{m}^3/\text{日}$ （着水井、薬品沈殿池、急速ろ過池、薬注・計装室、配水池： 405m^3

3 調査業務の内容

本耐震二次診断業務は、前述の浄水施設及び管理棟の主要対象施設について行うものであり、この業務内容は次に示す通りである。

又、既存地質調査関連資料を補足すべく、各水道施設の地質状況（地層状況、基盤層の種別震度、液状化の可能性等）を確認するため、別途地質調査業務と連携し業務を履行するものとする。

【土木構造物】

(1) 既存資料の収集整理

本業務対象施設（浄水施設の主要対象施設について、竣工図書又は実施設計図書の構造図、配筋図、構造計算他及び地質調査報告書等の既存資料の収集を行い、この耐震二次診断業務に必要な資料を抽出して整理する。

この竣工図書、実施設計図書及び地質調査報告書等の既存資料は、津市上下水道事業局より貸与する。

(2) 現地調査

現地調査は、この耐震二次診断業務の主要対象施設について目視調査（別途「津市水道事業 水道施設耐震診断調査報告書（土木・建築構造物）」の調査結果を参照）、シュミットハンマー試験、コア抜き調査（コア抜き跡補修共：圧縮強度試験、中性化試験、塩分含有量試験）、鉄筋調査（腐食度試験）、S造にあっては板厚試験（超音波試験）を行う。

また、現地耐震調査及び施工方法の検討等を行うために、既存対象施設及びその周辺について十分調査を行う。

(3) 設計計画

既存資料及び現地調査に基づき、土木構造物に対する耐震計算のフレーム作成を行う。

- ・耐震計算基本図　　：構造図
- ・耐震計算基本諸元　：本体コンクリート仕様、配筋仕様、基礎形式（直接基礎、各種杭基礎）　耐震計算のフレーム作成に当っては、既存資料、データ資料が不十分な場合は、別途調査として「本業務対象施設に対する現地計測（現地測量）や試掘調査等」を実施し現況把握を行うものとする。

(4) 設計計算

土木構造物の耐震計算は、前述3)による耐震計算フレームに基づき、この対象施設についてレベル1及びレベル2の耐震計算を行い、耐震性をどの程度有しているか把握する。

また、地震時における地盤の液状化の可能性を推計すると共に、地盤への作用荷重を算定し、地盤の支持力のチェックを行う。

この耐震計算を行う際の基本方針は、次に示す通りである。

水道施設は、設計地震動のレベル及び施設の重要度に応じて、地震時にそれぞれの水道施設が保持すべき耐震性能を確保できるように設計する。耐震設計に当たっては水道施設の構造特性、周辺の地盤特性等を考慮し、それらに適合した耐震設計法を用いる。

本耐震計算は、「水道施設耐震工法指針・解説 2022年版 公益社団法人日本水道協会」より、表-1に示す耐震水準のうち「地震動レベル1及びレベル2-ランクA1」により行うこととするが、施設の機能によって重要度の分類を検証する。

耐震計算法は、美杉上太郎生浄水場が2次元静的線形解析、美杉小西浄水場が3次元動的線形解析を基本とし、必要に応じて構造物の非線形性を考慮する。ただし、対象構造物の形式・設置状況から解析手法を再度検証し、2次元静的および3次元動的解析により難いと判断される場合、発注者と協議のうえ構造計算方法を変更する。

なお、本業務では経済性照査は実施しない。

本耐震計算に用いる地震動は、「水道施設耐震工法指針・解説 2022年版 公益社団

法人日本水道協会」に示された方法から適切なものを選定し、計算に使用する。

この耐震計算方針に基づき、本土木構造物は、地震時耐震性を有していない結果となつた場合経済性や施工性等を考慮し耐震化補強案の比較検討や施工方法の検討を行う。

この補強の対象となる部材については、選定された補強案による補強量算定のための耐震計算を行う。

表1 重要度の区分別の要求性能に対する照査に用いる設計地震動と限界状態

重要度の区分	要求性能	設計地震動		限界状態		
		レベル1 地震動	レベル2 地震動	限界状態1	限界状態2	限界状態3
ランク A1 の水道施設	使用性	○	—	○	—	—
	復旧性	—	○	—	○	—
	安全性	—	○	—	—	○
	危機耐性	危機耐性については「3.1.8 危機耐性」により考慮する				
ランク A2 の水道施設	使用性	○	—	○	—	—
	復旧性	—	—	—	—	—
	安全性	—	○	—	—	○
	危機耐性	危機耐性については「3.1.8 危機耐性」により考慮する				
ランク B の水道施設	使用性	—	—	—	—	—
	復旧性	○	—	—	○	—
	安全性	○	—	—	—	○
	危機耐性	危機耐性については「3.1.8 危機耐性」により考慮する				

- ・ランク A1 の施設では、レベル2 地震動に対する復旧性の保持により、安全性が確保される。
- ・ランク A2 の施設では、復旧性に対する要求性能の確保を求めない。
- ・ランク B の施設では、使用性に対する要求性能の確保を求めない。
- ・ランク B の施設では、レベル1 地震動に対して復旧性に対する要求性能の確保を基本とする。復旧性の保持により、安全性が確保される。
- ・ランク B の施設のうち、構造的な損傷はあるが断面補修等によって機能回復が図れる施設は、レベル1 地震動に対して安全性に対する要求性能のみを確保する。

(5) 設計図

配水池等における水道施設の土木構造物について、前述3)における土木構造物の耐震計算のフレーム作成に基づき、土木構造物の現況構造図及び補強案構造図について基本図面の作成を行う。

(6) 数量計算

前述迄の検討結果に基づき、この補強（新設）案に対する概算工事の数量算出を行う。

(7) 概算工事費

前述迄の検討結果に基づき、この補強（新設）案に対する概算工事の費用算定を行

う。

(8) 報告書作成

前述迄の検討結果に基づき、この合理的且つ効率的な耐震化計画を策定すべく、この年次計画の策定等も含めて全体の取りまとめを行い、耐震二次診断業務委託の報告書を作成する。

【建築構造物】

(1) 事前調査、資料収集

既存施設の設計図、構造計算書等を以下の項目に基づき照査するとともに、資料が不足している場合は、建設年度や地質調査データ等を参考として推測する。

- ・設計図書の有無（竣工図、構造計算書、地質調査資料等）
- ・設計荷重（水平震度）
- ・構造物の許容応力度
- ・建物来歴（工事概要、被災履歴等）

(2) 現地調査

耐震診断に先立ち、診断指標算出のために以下の調査を行う。

①供試体採取

ダイアモンドコアドリルにより建物の躯体からサンプルコアを採取する。

原則として地上階から採取するものとする。

②コンクリート圧縮強度試験等（劣化度診断）

上記で採取したサンプルの圧縮強度試験を行う。

上記で採取したサンプルにフェノールフタレンイン1%溶液を塗布し、その赤色反応から中性化深さを測定してコンクリートの中性化深さを測定する。

また、シュミットハンマー試験、鉄筋腐食度試験、塩分含有量試験を行う。

なお、試験跡は埋戻し補修を行うとともに防水についても考慮すること。

③躯体調査

鉄筋コンクリート構造は、目視及びクラックスケール等により構造躯体に発生している亀裂、劣化状況等の確認を行い、図面、写真等を用いて記録する。また、鉄筋探査を行う。

鉄骨構造は、目視（別途「津市水道事業 水道施設耐震診断調査報告書（土木・建築構造物）」の調査結果を参照）及び鋼製巻尺、ノギス等により柱、梁材の断面計上、寸法、接合部の詳細状況、溶接継ぎ目の種類、寸法等の確認を行ない、図面、写真等を用いて記録する。

④図面照合調査

建物の現状と設計図書とを照合、確認する。

(3) 耐震性の判定

本対象施設は、これらが単独構造物であるため、建築構造物の構造耐震指標による耐震性能を判定するものとする。

＜耐震性能の判定基準＞

- ・建築構造部分の判定基準は下記等の図書に準拠する。

既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説

2017年改訂版 (財)日本建築防災協会

耐震診断は第2次診断によるものとする。

建物の耐震性の判定は下記の式による。

$$I_s \geq I_{so}$$

ここに、 I_s : 構造耐震指標 I_{so} : 構造耐震判定指標

上式を満足する場合は「安全（想定する地震動に対して所用の耐震性を確保している）」とし、そうでなければ耐震性に「疑問あり（耐震性能が不足している）」とする。

なお、施設の重要度係数は官庁施設の総合耐震計画基準に定める大地震動に対する構造体の安全目標に準ずるものとする。（最大を「I類 1.5」相当とする）

(4) 補強案の提案

耐震性に「疑問あり」と判定された場合には耐震性能を向上させるための補強案を検討し提案するものとする。

この検討に当たっては、経済性、施工性等の比較を行うことはもとより、水道施設としての運用管理面（断水時間の短縮化）についても十分考慮し、実現可能なものとする。

(5) 報告書作成

前述迄の検討結果に基づき、全体の取りまとめを行い、耐震二次診断業務委託の報告書を作成する。

【共通】

(1) 設計協議

初回打合せ 仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、検討事項の内容等）、
借用資料等の確認

中間打合せ 業務作業中に発生する諸条件に関する確認

最終打合せ 業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い

(2) 照査

耐震二次診断報告書等の内容について総合的に発注者の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

4 適用基準書文献

- 1) 水道施設耐震工法指針・解説 2022 日本水道協会
- 2) 道路橋示方書・同解説V耐震設計編 平成 29 年 11 月 日本道路協会
- 3) コンクリート標準示方書 2002・2012・2013 年制定 土木学会
- 4) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説 2017 年改訂版
(財) 日本建築防災協会
- 5) 既存建築物の耐震診断・耐震補強設計マニュアル 2003 年版 (社) 建築研究振興協会
- 6) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成 8 年度版 (社) 公共建築協会
- 7) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成 8 年度版 (社) 建築保全センター
- 8) 建築基準法 最新版
- 9) 建築物の構造関係技術基準解説書 2007 年版 日本建築センター
- 10) その他関連基準

* 上記文献が改訂している時は最新版を使用すること。

5 納品項目

- (1) 耐震二次診断報告書 A4 版製本 3 部
原図及び原稿 (電子ファイルにより提出)

6 留意事項

- (1) 運転稼働中の施設での業務であるため、施設の運転に支障無きよう、津市上下水道事業局担当者と十分協議を行い実施するものとする。
- (2) 水道施設内での業務につき、業務従事者は水道法第 21 条による健康診断を行い、その診断結果を監督員に提出・承諾を得なければ業務に従事することができない。

ただし、6か月以内に健康診断を受診している者で、水道法に定めた診断結果が提出できる場合は新たに受診する必要はない。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年4月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ	業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ	成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ	工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名：美杉上太郎浄水場及び美杉小西浄水場耐震二次診断業務委託に伴う地質調査業務委託） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 <ul style="list-style-type: none"> （<input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門・上水道及び工業用水道 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> RCCMの資格保持者 <ul style="list-style-type: none"> （<input checked="" type="checkbox"/> 上水道及び工業用水道 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
	管理技術者のその他要件	<input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和6年 6月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	<p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()</p>
	照査技術者の要件	<p>照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門・上水道及び工業用水道 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上水道及び工業用水道 <input type="checkbox"/> 部門を問わない）</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	照査の実施	<p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版））</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
キ	打合せ等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ（ 1 ）回</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 成果品納入時</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関打合せ協議（ ）機関</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ（ ）回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。</p>
ク	資料の貸与	<p><input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。</p>

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市
令和6年 6月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件		<p><input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。（津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウイークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。</p>
コ その他		<p><input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年 6月

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借り入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用者等が必要となる場合は、使用者等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならぬ。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に 係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>8 労働報酬下限額の運用について</p> <p>(1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。</p> <p>(2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。</p> <p>(3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。</p> <p>(4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。</p> <p>(5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。</p> <p>(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。</p> <p>(7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。</p>

令和 6 年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 047 円
---------	----------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。